

# 鯖江市公共施設個別施設計画 概要版

## 計画の位置づけ

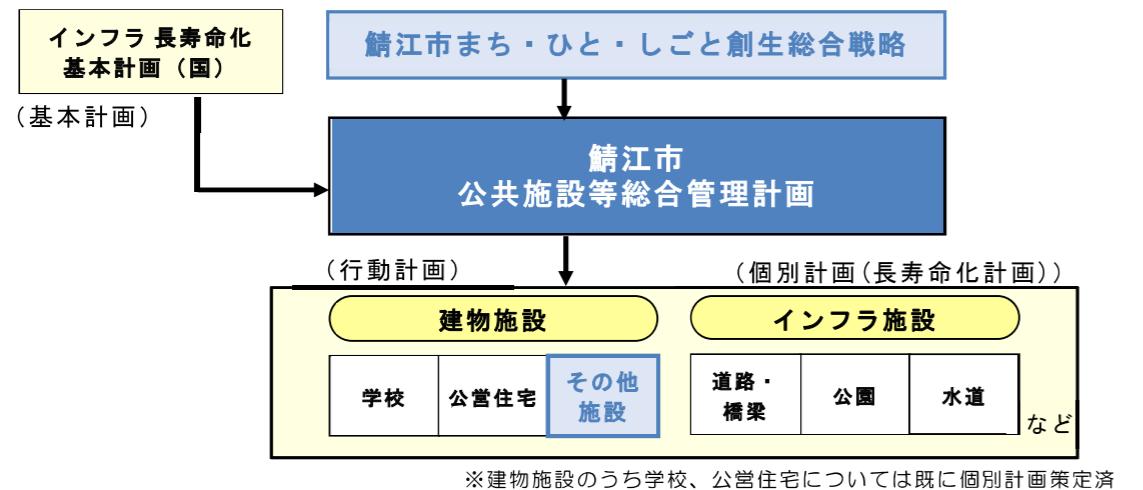
### ●背景・目的

近年、高度経済成長期に整備された公共施設等（建物、インフラ）の老朽化対策が全国的に大きな課題となっています。本市においても、昭和50年代から多くの公共施設等が整備され、老朽化が進み、今後一斉に更新時期を迎えようとしています。しかしながら、昨今の厳しい財政事情もあり、全ての施設を更新し、今後も適切に維持し続けることは困難な状況となっています。

本市では、平成29年3月、「鯖江市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）」を策定し、公共施設マネジメントの取組（長期的な視点で、施設を最適に維持管理・有効活用することで、市民サービスの維持・向上と安定した財政運営を両立させる取組）を推進しており、令和4年3月に見直しを行っています。

「鯖江市公共施設個別施設計画（以下「本計画」という。）」は、インフラ長寿命化基本計画に基づく分類ごとの個別計画として令和2年3月に策定し、取り組みを進めてきましたが、今回、総合管理計画の改定に合わせて、計画の見直しを行っています。

### ●計画の位置づけ



## 対象施設

本計画は、公共施設のうち個別計画策定済の施設（学校、市営住宅等）を除く77施設を対象とします。

※令和3年9月末現在

|             | 施設数 | 棟数  | 延床面積                   |
|-------------|-----|-----|------------------------|
| 1 行政系施設     | 4   | 14  | 10,571 m <sup>2</sup>  |
| 2 産業系施設     | 2   | 6   | 2,600 m <sup>2</sup>   |
| 3 保健・福祉系施設  | 4   | 4   | 7,663 m <sup>2</sup>   |
| 4 子育て支援系施設  | 25  | 29  | 14,396 m <sup>2</sup>  |
| 5 市民文化系施設   | 25  | 38  | 41,577 m <sup>2</sup>  |
| 6 社会教育系施設   | 5   | 6   | 9,503 m <sup>2</sup>   |
| 7 スポーツ・レク施設 | 12  | 30  | 26,339 m <sup>2</sup>  |
|             | 77  | 127 | 112,648 m <sup>2</sup> |

※端数処理の関係で、見た目上、合計と内訳が合わないところがあります。

## 計画期間

本計画の計画期間は、

**令和4年度（2022年度）から  
令和13年度（2031年度）**

までの10年間とします。

本計画の実効性を高めるため、基本的な方向性等については、概ね5年毎に計画全体の見直しを行うものとします。

また、事業の進捗や点検結果等を踏まえ、個々の修繕等の実施にあたっては、毎年度見直しを行います。

## 取組の方向性と対策の優先順位の考え方

### ●取組の方向性

総合管理計画では、基本方針として「1 公共施設の安全性を確保しつつ、計画的かつ効果的な改修を行うため、施設の改修履歴と現地調査の結果を踏まえて、施設の長寿命化とコスト平準化を推進する」としています。また、今後40年間における建物施設の延床面積の削減目標を約20%としています。

### ●優先順位の考え方

「施設重要度」と「総合劣化度」から「保全優先度」をI～Vの5段階で設定します。

※同一の保全優先度内においては総合劣化度の低い順（劣化が進んでいる順）を原則とします。

|           |    | 総合劣化度  |            |        |
|-----------|----|--|------------|--------|
|           |    | 649点以下   | 650～749点   | 750点以上 |
| 施設<br>重要度 | 高い | 今後とも行政自らが施設とサービスを提供していくべき施設または、災害時に活動拠点となるなど防災上主要な施設 | I<br>(最優先) | II     |
|           | 普通 | 一般的な施設（上記以外の施設）                                      | III        | IV     |
|           |    | V  |            |        |

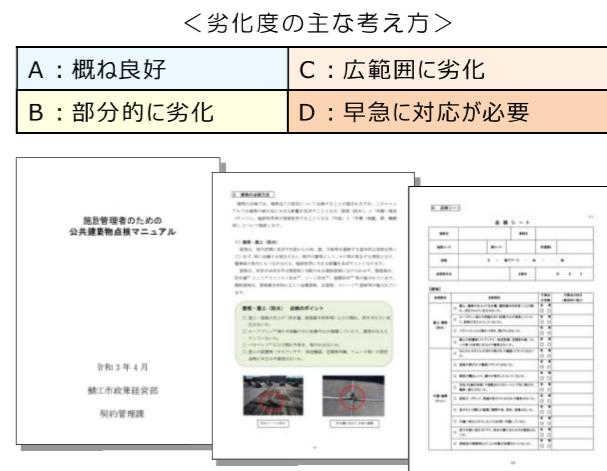
○施設重要度：行政系施設（市政運営及び防災上の拠点）と公民館施設（まちづくりの拠点）を「高い」に設定

○総合劣化度：経年と主要部位別の劣化度を点数化します ※小さいほど劣化が進行（1,000点満点）

## 個別施設の状態等の把握について

「公共建築物点検マニュアル（令和3年4月作成）」に基づき、施設所管課職員による現地調査（劣化状況調査）を実施し、継続的に劣化状況の把握に努めています。現地調査では、部位ごとに劣化の有無を把握するとともに、構造部、屋根・屋上、内部、外壁、機械設備、電気設備の6分類について、劣化度をA～Dの4段階で評価しています。

なお、劣化度評価については、担当者間、施設間のばらつきができるだけ小さくなるよう、経年や工事履歴・法定点検結果なども考慮して調整しています。



## 対策内容と実施時期の考え方について

### ●目標使用年数の設定

本市が保有する公共施設等について、既存の建物の使用年数は、標準的な耐用年数である60年を基本としつつ、計画的な保全に取り組むことにより、80年を目標に長期使用を図っていくこととします。なお、木造及び軽量鉄骨の公共施設については、50年を目標に長期使用を図っていくこととします。

### ●整備水準の考え方について

今後の修繕・更新にあたっては、最小の経費で効果の高い保全が行えるよう、ライフサイクルコスト（LCC）を勘案した上で、「安全面」「機能面」「環境面」から最適な整備レベルを設定して取り組みを進めます。

### ●実施時期の考え方について

建築年（又は更新年）を基準とし、部位別の標準的な修繕・更新サイクルにもとづく実施時期を整理したうえで、工事の実施状況や劣化状況等に基づいて実施時期を調整します。標準的な修繕・更新サイクルについては、「平成31年版 建築物のライフサイクルコスト（国土交通省監修／一般財団法人建築保全センター）」をもとに設定することとします。

